

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 19 件

厚生年金関係 19 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年1月1日から9年1月1日までの期間及び13年1月1日から15年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、7年1月から8年12月までは24万円に、13年1月から14年12月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月2日から平成15年1月1日まで

申立期間において勤務していたA事業所を平成14年末に解雇された時に、離職票を準備してくれたBから、同事業所の事業主が社会保険事務所（当時）に報酬月額を偽って届けていると聞いた。受け取っていた給料の総支給月額は30万円以上であり、給与から5万円ほどの保険料等が控除されていたと記憶しているので、それに見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、市が保管する申立人に係る市民税・県民税課税台帳（平成7年度、8年度、13年度及び14年度）の

記録から、申立期間のうち、平成7年1月から8年12月までは24万円、13年1月から14年12月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、市が保管する申立人に係る課税台帳により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、市が保管する申立人に係る課税台帳により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年1月から同年12月までの標準報酬月額については、市が保管する申立人に係る市民税・県民税課税台帳に記録された社会保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額がほぼ一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、昭和62年9月から平成6年12月までの期間及び9年1月から11年12月までの期間の標準報酬月額については、申立人の主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正されているなどの不自然な点も見当たらない。

さらに、A事業所は、「当時の事業主は既に死亡し、資料も処分しており、申立人の厚生年金保険料の控除等の実態は不明である。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和62年9月2日から平成7年1月1日までの期間、9年1月1日から13年1月1日までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年1月1日から9年1月1日までの期間、平成10年1月1日から同年10月1日までの期間及び13年1月1日から14年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、6年1月から同年12月までは22万円に、7年1月から8年12月までは28万円に、10年1月から同年9月までは32万円に、13年1月から14年10月までは30万円に、14年11月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月2日から平成15年1月1日まで

申立期間において勤務していたA事業所を平成14年末に解雇された時に、離職票を準備してくれたBから、同事業所の事業主が社会保険事務所（当時）に報酬月額を偽って届けていると聞いた。私は、昭和62年に就職した当時から手取りで平均35万円の月給をもらっており、所持している平成10年、11年、14年の源泉徴収票及び給与明細書（2か月分）に記載された金額と社会保険庁（当時）の記録にある標準報酬月額が相違しているため、申立期間について、受け取っていた給料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を

行う場合は、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する源泉徴収票（平成 10 年、11 年及び 14 年）、給与明細書（平成 14 年 11 月分）及び市役所が保管する申立人に係る市民税・県民税課税台帳（平成 6 年度から 8 年度までの期間及び 10 年度から 14 年度までの期間）から、申立期間のうち、平成 6 年 1 月から同年 12 月までは 22 万円、7 年 1 月から 8 年 12 月までは 28 万円、10 年 1 月から同年 9 月までは 32 万円、13 年 1 月から 14 年 10 月までは 30 万円、14 年 11 月は 32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、源泉徴収票等により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 10 年 10 月から 12 年 12 月までの標準報酬月額については、申立人の所持する源泉徴収票等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額がほぼ一致していること、平成 14 年 12 月については申立人の所持する給与明細書から厚生年金保険料控除がされていないことが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、昭和 62 年 9 月から平成 5 年 12 月までの期間及び 9 年 1 月から同年 12 月までの期間の標準報酬月額については、申立人の主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正されているなどの不自然な点も見当たらない。

さらに、A 事業所は、「当時の事業主は既に死亡し、資料も処分しており、厚生年金保険料控除等の実態は不明である。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 62 年 9 月 2 日から平成 6 年 1 月 1 日までの期間、9 年 1 月 1 日から 10 年 1 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から 13 年 1 月 1 日までの期間及び 14 年 12 月 1 日から 15 年 1 月 1 日までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月31日については60万円に、18年8月31日については45万円に、18年12月31日については60万円に、19年8月31日については45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名： 女  
基礎年金番号：  
生年月日： 昭和35年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間： ① 平成17年12月31日  
② 平成18年8月31日  
③ 平成18年12月31日  
④ 平成19年8月31日

A事業所から、給料支払明細書のとおり、申立期間において賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されている。

社会保険庁（当時）の記録では、この期間は年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、保険料は給与明細書のとおり控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給料支払明細書から、申立人は、申立期間において、A事業所の事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、給料支払明細書の賞与額から、平成17年12月31日の記録を60万円に、18年8月31日の記録を45万円に、18年12月31日の記録を60万円に、19年8月31日の記録を45万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B部における資格取得日に係る記録を昭和30年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年7月1日まで

昭和28年に高校を卒業して、A事業所に就職し、採用から定年まで一貫して同事業所に勤務していたので、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の人事記録、雇用保険の記録、健康保険資格喪失証明書及び申立人の同僚（複数）の証言から、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和30年5月21日にA事業所C部から同事業所B部に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所B部に係る昭和30年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年3月1日まで厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA事業所B所における資格取得日に係る記録を19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年12月から20年3月まで

昭和18年12月から空襲のあった20年3月までA事業所B所に勤務し、正社員としてCの仕事をしていた。所持している給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていたことが分かるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する給与明細書、昇給通知、従業員証及び申立人の具体的な供述から、申立人は申立期間において、A事業所B所に継続して勤務しており、昭和19年10月1日から20年3月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、社会保険事務局（当時）においては、A事業所B所だけではなく、申立期間に存在した他の複数の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が保管されていない。このことについて、社会保険事務局は、「健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失している原因については不明である。」と回答しているところ、申立期間当時、関係の社会保険事務所（当時）の所在地は、現在のD地区の辺りであり、同地区は、大空襲により甚大な被害を受けたことが市史編纂所の資料等により確認でき、これらの事情を考え併せると、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は戦災により焼失したものであると推認される。

また、A事業所E工場（昭和20年7月にA事業所B所が名称変更したもの）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、社会保険事務局

では、「被保険者名が、資格取得日順ではなくいろは順になっていることから、時期は不明であるが、A事業所E工場から提出された資料を基に作成したものと思われる。」と回答している。

さらに、A事業所E工場に係る同名簿から、1,000人以上の被保険者に係る記録が確認できるが、そのほぼ全員が昭和20年9月1日以降に被保険者資格を喪失しており、この名簿は、その時点で同事業所E工場に在籍していた者を対象に作成されたものと推認でき、A事業所B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が復元された様子はいかがえない。

以上の事実を前提にすると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による健康保険厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の焼失等から半世紀を経た今日において、保険者も健康保険厚生年金保険被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

これらを踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による昭和20年1月までの厚生年金保険料の控除の事実が確認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、20年3月中旬に空襲により退職し実家に帰省したとの証言は信憑性<sup>びよう</sup>が高いことから、申立人のA事業所B所における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、20年3月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

2 申立期間のうち、昭和18年12月から19年9月までの期間については、

申立人が所持する給与明細書から、同人がA事業所B所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該給与明細書から、当該期間の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和18年12月から19年9月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 15 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 事業所における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15 年 4 月は 41 万円に、同年 5 月から同年 9 月までは 38 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで

昭和 61 年 10 月から平成 21 年 8 月まで A 事業所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。しかし、給与支払明細書の報酬月額と社会保険庁（当時）に届け出られている報酬月額が異なっていたため、社会保険事務所（当時）で平成 19 年 9 月から 21 年 3 月までの標準報酬月額を訂正してもらったが、14 年 10 月から 19 年 8 月までについては時効により訂正できないと言われた。申立期間の標準報酬月額について記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 15 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、申立人が所持する給与支払明細書から確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額から、平成 15 年 4 月を 41 万円、

同年5月から同年9月までを38万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、平成15年4月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成14年10月1日から15年4月1日までの期間及び15年10月1日から19年9月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年6月1日に訂正し、同年4月及び5月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月30日から同年6月1日まで  
高速道路の開通時にB職の派遣要請があり、A事業所からは私が派遣され、その際、A事業所の系列会社であるC事業所に転籍になった。  
その間、1日の空白もなく継続して勤務したが厚生年金保険の加入記録に空白期間が有るので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D事業所（C事業所の業務を継承した事業所）が保管している社員名簿から、申立人が申立てに係る事業所のグループ会社に継続して勤務し（昭和39年6月1日にA事業所からC事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和39年3月のオンライン記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 岡山厚生年金 事案 807

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所B所における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月20日から同年7月1日まで

昭和37年4月にA事業所に就職し、平成8年6月26日まで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間に1か月の空白期間が生じており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る社員原簿及び雇用保険の加入記録から、申立人がA事業所に継続して勤務し(昭和37年7月1日にA事業所B所から同事業所C所(発令上は同事業所D所)に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B所における昭和37年5月のオンライン記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人のA事業所B所勤務に係る厚生年金保険個人カードに記録されている資格喪失日は昭和37年6月20日となっており、この記録が社会保険庁(当時)の加入記録と一致していることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年6月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岡山厚生年金 事案 791

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から20年3月まで

昭和19年4月からA事業所B工場において動員学徒として勤労していたが、同年10月ごろから病気を患い、強制的に自宅療養をさせられた。申立期間中は勤労できなかったが、その間は厚生年金保険の被保険者期間であると思うので、記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びC校から提出のあった資料並びに申立人の同級生の証言から、申立人は、勤務期間を特定できないものの、勤労働員学徒としてA事業所B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50条（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険の被保険者には該当しないとされている。

また、申立人は、昭和19年10月ごろから病気を患い、強制的に自宅療養させられ、申立期間中は勤労しておらず、給与が支給された記憶もないと供述している。

さらに、申立人から提出された同窓会名簿に名前のある22人のうち、オンライン記録で同一人と特定できた19人はA事業所B工場に係る厚生年金保険の加入記録が無い上、申立人が記憶する複数の同級生から聴取しても、勤労働員学徒として勤務した労務の対価から厚生年金保険料が控除されていた事実について証言は得られない。

加えて、A事業所は、当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務状況及び保険料控除等について不明であると回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主

より給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 792

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで  
結婚のため、A事業所を昭和 55 年 9 月末日に退職したが、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を 55 年 9 月 30 日に喪失した記録になっているので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所の当時の事業主は既に死亡しており、これを引き継いだ事業所の事業主は、申立期間当時の資料は無く、当時を知っている者もないことから、申立人の勤務状況及び申立期間の厚生年金保険料の控除の有無は不明と回答している。

また、申立人の同僚（複数）からは、申立人のA事業所の退職日を特定できる証言及び申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる証言が得られない。

さらに、申立期間について、申立人に係る雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 793

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から 45 年 9 月 10 日まで  
A 事業所に 2 度勤務したが、2 度目の勤務に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、訂正してほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A 事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚からは、申立人の申立期間当時の勤務状況等に関する証言を得ることができなかった。

また、A 事業所は昭和 60 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況を確認できない。

さらに、A 事業所が当時加入していた B 健康保険組合に、昭和 38 年 4 月 2 日から 39 年 10 月 3 日までの申立人の同事業所に係る健康保険の加入記録はあるが、申立期間における加入記録は無い。

加えて、A 事業所は昭和 45 年 6 月 1 日に C 厚生年金基金に加入しているが、同基金に申立人の加入記録は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 794

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から30年8月14日まで  
60歳の時に厚生年金保険を請求する際、社会保険事務所(当時)から、申立期間について、脱退手当金が支給されていると言われたが、受け取った覚えはないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和30年9月14日に支給決定されているほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立てに係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度が創設される前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないというほかにこれを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 797

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 18 日から 39 年 4 月 5 日まで  
昭和 35 年 5 月ごろA事業所B営業所に就職し、4年ぐらい勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所B営業所の当時の営業所長及び同僚らの証言から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所の創業当初から在籍していた従業員（複数）は、「A事業所の創業は、昭和 37 年 9 月ごろだった。」旨を証言している上、同事業所は、昭和 37 年 9 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、昭和 35 年 5 月 18 日から 37 年 8 月 31 日までについては、適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が先輩であったと記憶している従業員 4 人の厚生年金保険被保険者資格の取得日はいずれも昭和 38 年 2 月 4 日以降であることが確認できる上、A事業所の創業時より勤務した同僚は、「申立人についての記憶はない。」と証言している。

さらに、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主とも連絡がとれないことから、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の適用状況を確認できない。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶はなく、当該保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月から30年7月5日まで  
② 昭和31年5月から31年9月1日まで

昭和28年4月にA事業所に就職し、31年3月まで継続してBの仕事に従事した。就職の際、厚生年金保険の適用があると言われて就職したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和31年4月にA事業所を退職し、翌5月にはC事業所に就職したはずであるが、C事業所における厚生年金保険の資格取得日が同年9月1日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①当時、申立人がA事業所で一緒に勤務していたと記憶する同僚7人のうちの5人は、「申立人のことを知らない。」と証言している上、残る2人は、「申立人を知っているが、その勤務時期については不明である。」と証言しており、申立期間①において、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できるが、その期間が特定できない。

また、A事業所が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記録されている被保険者資格の取得日（昭和30年7月5日）と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は一致している。

さらに、事業主は、「昭和30年以前の関係書類は保存していないので、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できない。」と回答している。

2 申立期間②当時、C事業所に在籍していた申立人の同僚12人のうちの10人は、「申立人のことを知らない。」と証言し、残る2人は、「申立人を知っているが、その勤務時期については不明である。」と証言しており、申立期間②において、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる

が、その期間が特定できない。

また、上記の同僚 12 人のうちの 6 人は、「C 事業所においては、数か月程度の試用期間があり、就職と同時に厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しており、C 事業所の事業主は、必ずしもすべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないものと推認される。

さらに、C 事業所の現在の事業主は、「当時のことは、何も分かりません。当時の資料は、20 年ほど前に会社の規模を縮小した際に処分しています。」と回答している。

加えて、C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間②に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

- 3 このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 21 日から同年 7 月 1 日まで  
昭和 38 年 2 月 28 日に高校を卒業し、同年 3 月 21 日から A 事業所に事務職として勤務した。その後、昭和 38 年 6 月 30 日に同事業所を退職し、B 事業所に同年 7 月 12 日から勤務したと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が保管する労働者名簿から、申立人が申立期間において、同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、この労働者名簿から、A 事業所に昭和 35 年 3 月 21 日に採用された事務員（女性）及び申立期間に近接した 37 年 5 月 26 日に採用された従業員（男性）に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日はそれぞれ、同年 7 月 7 日及び 38 年 2 月 2 日であることが確認でき、申立期間当時において、同事業所の事業主は必ずしもすべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないと推認される。

また、A 事業所は、「当時の関係資料は保管されておらず、申立人の厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している上、当時の申立人の同僚は、申立人のことを覚えておらず、申立人に係る勤務実態、申立期間の厚生年金保険料の控除の事実等についての証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月ごろから 40 年 4 月 5 日まで  
② 昭和 40 年 6 月 25 日から同年 8 月ごろまで

昭和 39 年 4 月ごろから 40 年 5 月まで A 丸（船舶所有者は、B 氏）に乗船して、C 近海の D 漁に従事した。また、昭和 40 年 6 月から同年 8 月ごろまで E 丸（船舶所有者は、F 氏）に乗船して、G 漁に従事した。いずれの船においても給与から船員保険料が控除されていた記憶があるが、船員保険の加入期間がいずれも 1 か月間となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 A 丸において、申立人が船員保険被保険者の資格を取得した日と同日にこれを取得している同僚は、「私は季節労働者であった。季節労働者は漁が始まる 4 月ごろから乗船し、20 日間ぐらいの漁を一航海として、漁期が終了する 10 月ごろまでそれを繰り返し、翌年、頼まれたら再び乗船することとなるので、1 年間ずっと乗船することはあり得ない。」と証言している上、申立人も「季節労働者であったが、正確な乗船時期は記憶していない。」と供述しており、申立人の申立期間①における勤務実態は確認できない。

また、A 丸の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿から、申立人が船員保険被保険者資格を取得した日と同日に同資格を取得している申立人の同僚 6 人は、一人を除き、資格を取得した日から 6 か月以内にこれを喪失しており、申立人及びその同僚 6 人は季節労働者であったことがうかがえる。

さらに、申立人の同級生であり、申立人が一緒に A 丸に乗船し下船したとする同僚は、申立人と同じく、昭和 40 年 4 月 5 日に被保険者資格を取得し、同年 5 月 15 日に同資格を喪失していることが確認できる。

加えて、A丸の船舶所有者及び上記の申立人の同級生（同僚）は既に亡くなっており、申立期間に係る船員保険の加入状況及び保険料控除の事実について確認できない。

- 2 申立人は、E丸に3か月間ぐらい乗船したとしているが、一方では、「E丸は、G漁を行っており、1か月間ぐらい操業すれば船が満杯となり、帰港した。」「乗船中は、上の者から怒られたり、海に投げ入れられたりするので早く下船したいと思ったことがある。」とも供述していることから、同船における勤務期間を特定することができない上、当時、同船に乗船していた同僚は、申立人のことを覚えておらず、申立人に係る勤務状況等の証言を得ることはできなかった。

また、E丸の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿から、申立人は、昭和40年6月25日に被保険者資格を喪失し、同年7月5日にその船員保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

さらに、E丸の船舶所有者及び上記の申立人の同級生（同僚）は、既に亡くなっており、申立期間②に係る船員保険の加入状況及び保険料控除の事実について確認できない。

- 3 このほか、申立人に係る申立期間の船員保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 801

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年から 43 年までのうち数か月

昭和 40 年から 43 年までの期間のうち数か月、季節労働者として A 事業所に勤務し、工場内で B の仕事に従事した。父親、弟及び姉の夫と一緒に事業所の寮に居住し、同じ工場内で勤務した。父親と弟には A 事業所における厚生年金保険の加入記録があるのに、同じように勤務した私の加入記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A 事業所に勤務していた申立人の同僚等の証言から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務していた期間が特定できない。

また、申立人の同僚は、「申立人の勤務期間は数か月であった。」、「申立人のような季節労働者で数か月程度しか勤務していない人は、厚生年金保険には加入していなかったのではないか。」と証言している上、一緒に勤務したことがあるとする申立人の姉の夫は、A 事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、昭和 40 年代当時の労務関係、厚生関係の事務担当者は、「忙しい時だけ地方から雇用する季節工（季節労働者）は、日雇いやアルバイトの従業員と同様に、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

加えて、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 802

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

平成 14 年 3 月 1 日から 15 年 8 月 31 日まで A 事業所において正職員として、15 年 9 月 1 日からはパート職員として 21 年 9 月 30 日まで勤務し、B 事務に従事していた。ねんきん定期便に、平成 15 年 8 月の厚生年金保険の加入記録が無かったため、A 事業所に確認したところ、被保険者資格の喪失日を同年 9 月 1 日とすべきところを同年 8 月 31 日として届け出たことがわかった。A 事業所からは平成 15 年 8 月 31 日まで在職していた旨の証明書をもらっているため、同年 8 月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び A 事業所が提出した在籍証明書から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、平成 15 年 9 月 12 日に申立人の被保険者資格の喪失日を同年 8 月 31 日で届け出たことが確認でき、このことは社会保険庁（当時）の記録と一致する。

また、A 事業所の顧問 C 士は、「申立人の平成 15 年 8 月の厚生年金保険料は給与から控除していない。」と証言している上、同人が提出した A 事業所に係る 14 年及び 15 年の申立人の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、15 年 8 月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるとともに、当該所得税源泉徴収簿兼賃金台帳と 14 年及び 15 年の申立人に係る給与支払報告書に記録されている社会保険料額は、それぞれ一致している。

さらに、申立人は、「平成 15 年 8 月の厚生年金保険料は 9 月の給与から控除されるはずであるが、9 月の給与から保険料が控除されていない。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 803

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から同年 9 月まで

A事業所には、同事業所の親会社に勤務していた母親の紹介で昭和 38 年 1 月に就職し、同年 9 月までB業務に従事したが、その間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所における申立期間当時の申立人の同僚の証言から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時のA事業所における事実上の責任者は、「申立人の母親のことは知っているが、申立人が勤務していたかどうかは思い出せない。」と証言しているとともに、同事業所には社会保険事務関係の資料等は保存されておらず、当時の社会保険事務担当者も死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認できない上、申立人も厚生年金保険料の控除についての記憶はない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 804

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 28 日から 41 年 7 月 1 日まで  
夫は、AとしてB事業所に昭和 35 年 7 月から 43 年 2 月まで勤務しており、その間、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

B事業所が提出した在籍証明書から、申立期間において、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所の申立期間当時の社会保険事務担当者（昭和 38 年 4 月まで在籍）は、「Aについては、厚生年金保険の加入手続をしていない。」と証言しており、申立期間当時、申立人を除く A 4 人のうち 3 人は、同事業所において厚生年金保険に加入していないことが確認できる上、残る一人は、申立人と同様に、41 年 7 月 1 日にB事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得しており、同事業所の事業主は、Aを同日以前には、厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

また、B事業所は、申立期間当時の書類を保存しておらず、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の適用及び保険料控除の事実について確認できる関連資料等が無い。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月から同年 9 月まで  
平成 9 年 4 月に A 事業所に就職し、同年 9 月まで B の業務を行っていたが、厚生年金保険の加入記録をみると、同事業所における記録が全く無く、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事業所の事業主が保管する業務の予定が記載された日めくりカレンダー及び雇用保険の受給記録から、申立人が同事業所に平成 9 年 5 月 21 日から同年 9 月 20 日まで勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所の事業主は、「保管している申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に申立人の氏名の記載が無いこと及び申立期間当時は短期間で辞める者が多く、試用期間を通常 3 か月とっており、申立人の勤務期間は短期間であったことから、申立人については、厚生年金保険には加入させず、保険料も控除しなかったと考えられる。」と回答している。

また、申立人が一緒に勤務していたとする上司は、「申立人についての記憶はない。当時は、人の出入りが激しく、申立人のように短期間で辞めた人までは覚えていない。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、保険料の全額免除を受けていることが確認できる。

加えて、オンライン記録及び A 事業所が保管する上記通知書に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 808

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 2 月 1 日から 28 年 2 月 27 日まで  
② 昭和 29 年 4 月 3 日から 30 年 3 月 14 日まで

昭和 27 年 2 月に、A 事業所に就職し、B として 30 年 3 月 13 日まで勤務した。昭和 30 年 3 月 14 日に C 事業所に転職したが、その前日までは勤めていたと記憶しているので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が A 事業所を退職した後に勤務した C 事業所が保存している人事記録から、申立人が A 事業所に昭和 27 年 2 月 16 日から 29 年 10 月 27 日まで勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間当時の同僚は、「申立人の A 事業所における就職及び退職の時期については覚えていない。」としている上、A 事業所の当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料も保存されておらず、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等が確認できない。

また、C 事業所が保存している人事記録において、申立人は昭和 30 年 1 月 7 日に D 事業所に就職し、同年 3 月 15 日に退職したとの記録が確認できるところ、D 事業所は社会保険の適用事業所ではなく、申立人も D 事業所に勤務した記憶がないことから、D 事業所における勤務の実態等を確認することはできなかつた。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月から 5 年 10 月まで  
平成 3 年 6 月から 5 年 10 月まで A 事業所に勤務した。厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶があり、同僚 5 人を記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人が一緒に仕事をしたとする同僚の加入記録が確認できることから、申立人は、勤務期間を特定できないものの A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所の当時の給与担当者は、「従業員を厚生年金保険に加入させるかどうかは、社長が決定していた。当時は、給与の手取額を多くするため、厚生年金保険への加入を希望しなかった従業員が数人いた記憶があり、申立人は、そのうちの一人ではないかと思う。」と証言している。

また、A 事業所における申立期間当時の従業員数について、申立人は、40 人から 50 人ぐらいと申し立てており、当時の給与担当者も 40 人ぐらいと証言しているところ、申立期間に係る被保険者数は約 30 人（平成 5 年 5 月のみ 40 人）であることが確認でき、当時、同事業所の事業主は必ずしもすべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないものと推認できる上、当時の事業主及び申立人の同僚から、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の事実についての証言が得られない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 810

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月から 40 年 10 月まで  
昭和 37 年 12 月ごろから約 3 年間、A 事業所に事務員として勤務したが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できるが、勤務期間を特定するまでの証言は得られなかった。

また、申立人の同僚及び申立人は、申立期間当時の A 事業所の従業員数は約 20 人であったと述べているが、同事業所の申立期間における厚生年金保険の被保険者数は、7 人から 16 人の間で推移しており、同事業所の事業主は必ずしもすべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないものと推認される。

さらに、A 事業所は、既に解散しており、事業主とも連絡がとれないことから、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

加えて、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間における申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 811

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 9 日から 44 年 2 月 1 日まで  
昭和 40 年 10 月に A 事業所に就職し、B 事業所内で C として 47 年 2 月まで継続して勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A 事業所の社員名簿及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 事業所が作成・保管している年金記録帳によると、申立人の厚生年金保険の加入日は昭和 44 年 2 月 1 日と記録されており、当該事業所の事業主は、「申立人に係る申立期間の厚生年金保険料は控除しておらず、納付もしていない。当時は、入社してすぐに辞める者が多かったので、試用期間を設けており、この間は、厚生年金保険の加入手続をしていなかった。」と証言しており、同事業所では必ずしもすべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないと推認される。

また、申立人の同僚からは、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について具体的な証言が得られない上、申立人は、保険料が控除されていた記憶もない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 812

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 1 日から同年 12 月 5 日まで  
昭和 42 年 7 月に A 事業所に就職し、43 年 5 月まで B として勤務した。  
しかし、A 事業所の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和 42 年 12 月 5 日となっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、A 事業所は、昭和 42 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、同事業所は、申立期間の一部（昭和 42 年 7 月 1 日から同年 10 月 31 日まで）については適用事業所ではない。

また、申立人が A 事業所で一緒に勤務したとする同僚は、「申立人の名前は知っているが、一緒に勤務した覚えはない。」と証言している上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 42 年 11 月に厚生年金保険の加入記録のある従業員（複数）から聴取しても、申立人について記憶している者はおらず、申立人の申立期間に係る具体的な勤務実態について証言が得られない。

さらに、A 事業所の当時の事業主は既に死亡しており、その子（元従業員）は、「当時の書類は保存しておらず、申立人の勤務状況等については不明である。」と回答している。

加えて、申立人の国民年金保険料について、申立期間前の昭和 42 年 1 月から同期間中の 42 年 7 月まで納付され、同年 8 月から同年 11 月までは納付が免除されていることが確認できる上、申立人に係る雇用保険の加入記録も厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 8 月 1 日から 26 年 10 月 10 日まで  
昭和 25 年 8 月から 2 年間くらい A 事業所に勤務したが、厚生年金保険の加入記録は 26 年 10 月 10 日から同年 12 月 30 日までしか無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員（8 人）は、申立人を知らないと言明しており、申立人の同事業所における勤務実態が確認できない。

また、A 事業所の総務担当者は、「当時、正社員の採用に当たり、業務への適性を確認するために試用期間を設けており、採用してしばらくは、社会保険への加入手続は行っていないと思う。」と言明している。

さらに、A 事業所は、申立期間当時の関係書類を保存しておらず、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。